

将来、子どもを産み  
育てることを望むすべての  
がん等の患者さんへ

# がん患者等生殖機能 温存療法等助成事業の ごあんない



京都府では、将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA（思春期・若年成人）世代のがん等の患者さんが、将来に希望を持ってがん治療に取り組むことができるよう、生殖機能温存療法及び温存後生殖補助医療に係る治療に要する費用の一部を助成する事業を実施しています。

## ◆生殖機能温存療法とは…

がん等の治療では、手術や抗がん剤治療、放射線治療などによる影響で、妊娠するために必要な能力が低下したり失われることがあります。

生殖機能温存療法とは、将来自分の子どもを授かる可能性を残すために、がん治療の前に、卵子や精子、胚（受精卵）、卵巢組織の凍結保存を行う治療のことです。

## ◆温存後生殖補助医療に係る治療とは…

上記の生殖機能温存療法により、凍結保存した卵子や精子、胚（受精卵）、卵巢組織を用いて、がん治療後に妊娠を補助するために実施される治療のことです。

## (1) 生殖機能温存療法に関する助成

**対象者** 以下の要件を**全て**満たす方

- ① 申請日時点において京都府内に住所を有し、**生殖機能温存療法実施日(凍結が完了した日又は卵巣組織の再移植を行った日)**における年齢が**性別問わず43歳未満の方**
- ② 原疾患の治療内容が以下のいずれかに該当する方
  - ・「小児、思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関する診療ガイドライン」の生殖機能低下リスク分類に示された治療のうち、高・中間・低リスクの治療
  - ・長期間の治療によって卵巣予備能の低下が想定されるがん疾患
  - ・造血幹細胞移植が実施される非がん疾患
  - ・アルキル化剤が投与される非がん疾患
- ③ 原疾患の治療前であること(原疾患の治療前に行うことを基本としているが、治療中及び治療後であっても医学的な必要性がある場合は対象)
- ④ 指定医療機関において生殖機能温存療法を受けた方

### 助成額等

生殖機能温存療法の内容	助成上限額(1回あたり)
胚(受精卵)凍結に係る治療※	35万円
未受精卵凍結に係る治療	20万円
卵巣組織凍結に係る治療(組織の再移植を含む)	40万円
精子凍結に係る治療	3万円
精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療	35万円

※胚(受精卵)凍結に係る治療については、治療開始時点で婚姻関係(事実婚も含む)にある夫婦のうち女性が対象者である場合に限る

- 助成回数は、対象者1人に対して **通算2回まで**  
(特定不妊治療費助成制度等 他制度との重複した申請は不可です)
  - ※ 異なる種類の治療であっても、その治療が一連のものである場合は1回とカウントし、助成上限額が高い方の生殖機能温存療法に対して助成
  - ※ 例えば、「胚(受精卵)凍結に係る治療」と「未受精卵凍結に係る治療」等異なる治療を受けた場合は、2回とカウント

### 対象経費

- 生殖機能温存療法及び初回の凍結保存に要した医療保険適用外経費。
- 入院室料(差額ベッド代等)、食事療養費、文書料等治療に直接関係のない費用は対象外
- 凍結保存の維持に係る費用は対象外

## (2) 温存後生殖補助医療に係る治療に関する助成

**対象者** 以下の要件を**全て**満たす方

- ① 申請日時点において夫婦のいずれかが京都府内に住所を有する方で、**助成対象の温存後生殖補助医療の治療期間の初日**における**妻の年齢が43歳未満の夫婦**
- ② **左記(1)生殖機能温存療法の②から④までのいずれにも該当し**、生殖機能温存療法を受けた後に、温存後生殖補助医療を開始した方
- ③ 婚姻関係にある夫婦(事実婚も含む)
- ④ 指定医療機関において温存後生殖補助医療に係る治療を受けた方

### 助成額等

温存後生殖補助医療に係る治療の内容	助成上限額(1回あたり)	
	6回目まで※1	7回目以降※2
生殖機能温存療法で凍結した胚(受精卵)を用いた生殖補助医療	10万円	7万5千円
生殖機能温存療法で凍結した未受精卵を用いた生殖補助医療※3	25万円	15万円
生殖機能温存療法で凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療※3~6	30万円	15万円
生殖機能温存療法で凍結した精子を用いた生殖補助医療※3~6	30万円	15万円

- ※1 初めて助成を受けた治療及び直近の出産後に初めて助成を受ける治療の治療期間初日における妻の年齢が40歳以上の場合は「3回目まで」
- ※2 初めて助成を受けた治療及び直近の出産後に初めて助成を受ける治療の治療期間初日における妻の年齢が40歳以上の場合は「4回目以降」
- ※3 以前に凍結した胚を解凍した胚移植を実施する場合は10万円
- ※4 人工授精を実施する場合は1万円
- ※5 採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止した場合は10万円
- ※6 卵胞が発達しない、又は排卵終了のため中止した場合及び排卵準備中、体調不良等により治療中止した場合は対象外

- 助成回数は、**1子につき 通算10回まで**  
(特定不妊治療費助成制度等 他制度との重複した申請は不可です)

### 対象経費

- 温存後生殖補助医療に要した医療保険適用外経費。
- 入院室料(差額ベッド代等)、食事療養費、文書料等治療に直接関係のない費用は対象外
- 温存後生殖補助医療における主たる治療を医療保険適用で実施している場合には、先進医療等の自己負担分は対象外

# 提出書類

## (1) 生殖機能温存療法に関する助成金の申請

**申請期限：生殖機能温存療法実施日から1年以内**

- ① 京都府がん患者等生殖機能温存療法助成申請書【様式第1号】
- ② 京都府がん患者等生殖機能温存療法助成事業証明書【様式第4号・第5号】  
※**原疾患治療実施医療機関において記載する【様式第5号】**★と**生殖機能温存療法実施医療機関において記載する【様式第4号】**の2種類が必要
- ③ 申請日時点において京都府内に住所を有することを証明する書類（住民票の写し等）
- ④ 生殖機能温存療法についての同意書
- ⑤ (胚(受精卵)凍結の場合) 婚姻関係の確認ができる書類  
※法律婚の場合は「戸籍謄本」、事実婚の場合は夫及び妻の「戸籍謄本」・「住民票」・「(夫婦が同一世帯でない場合は) 二人の事実婚関係に関する申立書」が必要

## (2) 温存後生殖補助医療に係る治療に関する助成金の申請

**申請期限：温存後生殖補助医療の治療期間の初日から1年以内**

- ① 京都府がん患者等温存後生殖補助医療助成申請書【様式第9号】
- ② 温存後生殖補助医療助成事業証明書【様式第10号】

※**初めて申請される方へ** 生殖機能温存療法について、過去にいずれの都道府県においても助成を受けたことがない場合は、**原疾患治療実施医療機関において記載する【様式第5号】**★を合わせて提出してください。

- ③ 婚姻関係の確認ができる書類  
※法律婚の場合は「戸籍謄本」、事実婚の場合は夫及び妻の「戸籍謄本」・「住民票」・「(夫婦が同一世帯でない場合は) 二人の事実婚関係に関する申立書」が必要
- ④ 申請日時点において京都府内に住所を有することを証明する書類（住民票の写し等）

2024年11月発行

## お問合せ・相談窓口

<京都府健康福祉部健康対策課>

電話：**075-414-4766** (直通)

<提出先>

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
京都府健康対策課

※封筒の表に「生殖機能温存療法等助成申請書在中」と朱書き

京都府 生殖機能温存

検索

申請に必要な様式は  
ホームページから  
ダウンロードできます。



紹介しているのは、2024(令和6)年11月現在の内容です。